

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 2 月16日
【計算期間】	第18期(自 平成20年 5 月20日 至 平成20年11月18日)
【ファンド名】	MHAMモルガン プライム・インカム
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 愼 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

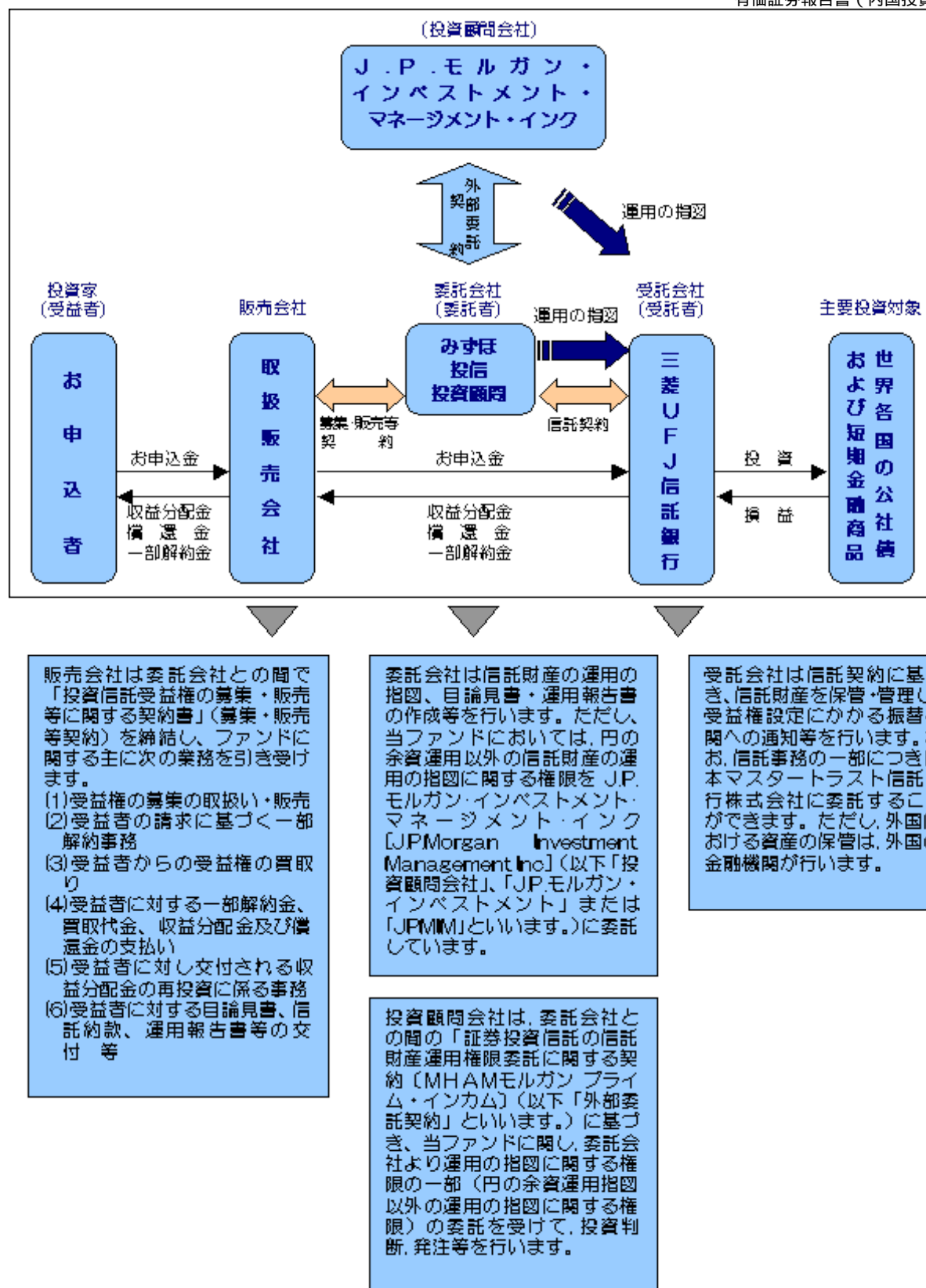
当ファンドは、追加型株式投資信託／バランス型に属し、米国、ユーロ加盟国、日本を中心とする世界各国の短中期の公社債を中核とする公社債および短期金融商品等に投資することにより、安定した収益を目指して運用を行います。

当ファンドは、1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは、公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドです。

(2) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成21年1月31日現在)

2. 会社の沿革

昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立

平成9年10月1日 「株式会社第一勧業投資顧問」、「勸角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更

平成11年7月1日 「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更

平成13年1月15日 「ディーケービー投信株式会社」から全ての信託財産にかかる営業譲渡を受ける。

平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3．大株主の状況(平成21年1月31日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシ ティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、米国、ユーロ加盟国、日本を中心とする世界各国の短中期の公社債を中核とする公社債および短期金融商品等に投資することにより、安定した収益を目指して運用を行います。

短期金融商品とは、コマーシャル・ペーパー、預金、譲渡性預金証書等で満期が1年未満の金融商品を指します。

運用方法

1．主要投資対象

米国、ユーロ加盟国、日本を中心とする世界各国の短中期の公社債を中核とする公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

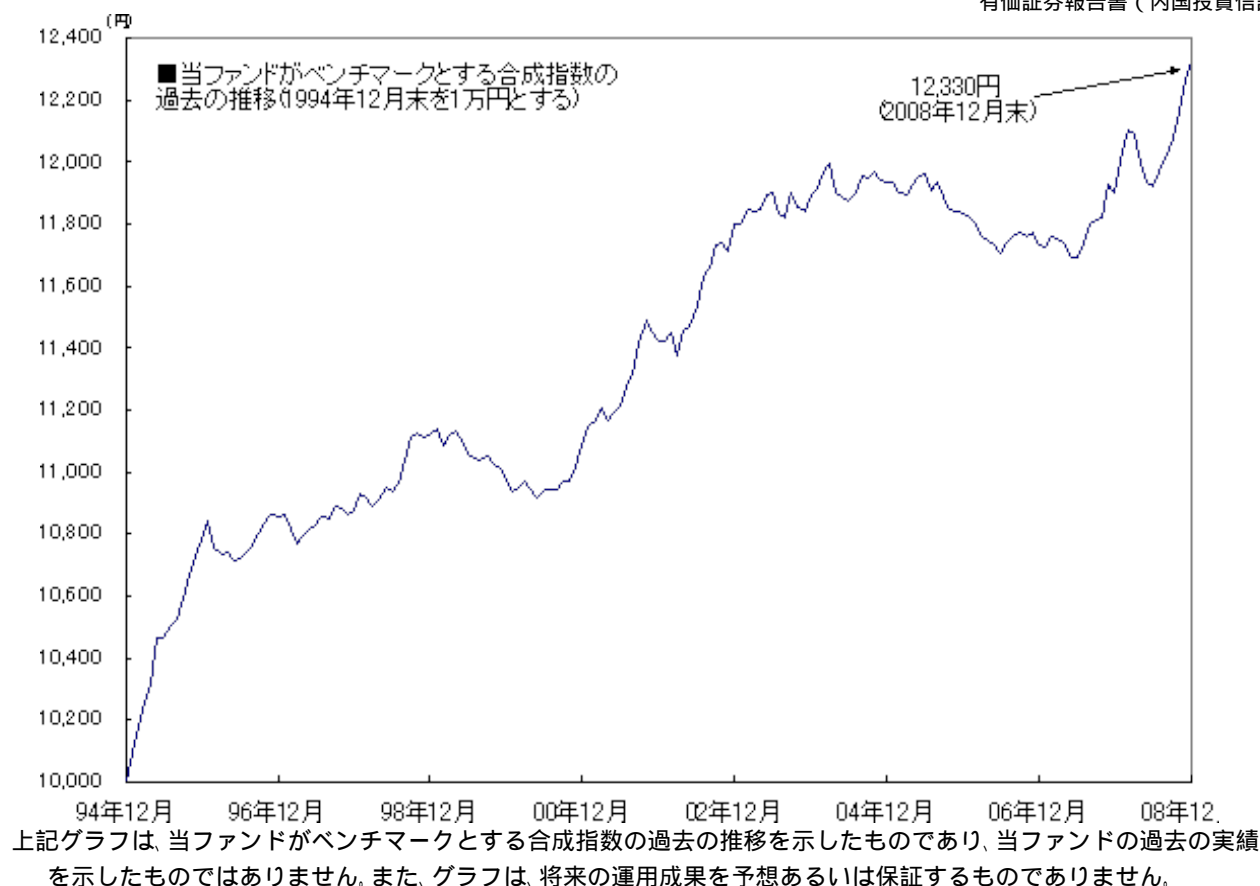
2．投資態度

- a．グローバルに投資機会を求め、米国、ユーロ加盟国、日本を中心とする世界各国の短中期の公社債を中核とする公社債および短期金融商品等に分散投資を行い、安定した収益を目指します。
- b．J.P.モルガン 米国国債指数 1-3年(為替フルヘッジ・円ベース)を50%、J.P.モルガン ユーロ国債指数 1-3年(為替フルヘッジ・円ベース)を35%、およびJ.P.モルガン 日本国債指数 1-3年を15%の割合で委託会社が合成した指数をベンチマークとして、このベンチマークを上回る運用成果を目指します。

(注1) J.P.モルガン 米国国債指数 1-3年とは、J.P.モルガンが発表している債券指数で、米国の国債のうち残存期間が1-3年の国債の総合価額(時価に経過利息を加算した価額)を当該債券の時価総額で加重平均し、J.P.モルガンが独自に指数化したものです。

(注2) J.P.モルガン ユーロ国債指数 1-3年とは、J.P.モルガンが発表している債券指数で、ユーロ加盟国の国債のうち残存期間が1-3年の国債の総合価額(時価に経過利息を加算した価額)を当該債券の時価総額で加重平均し、J.P.モルガンが独自に指数化したものです。

(注3) J.P.モルガン 日本国債指数 1-3年とは、J.P.モルガンが発表している債券指数で、日本の国債のうち残存期間が1-3年の国債の総合価額(時価に経過利息を加算した価額)を当該債券の時価総額で加重平均し、J.P.モルガンが独自に指数化したものです。



- c. 公社債については、BBB(Baa)格以上の格付け を得ている銘柄を投資適格として投資対象とするとともに、ファンドの公社債部分の平均格付けをAA(Aa)格以上とすることを基本とします。コマーシャル・ペーパーについては、A3(P3)格以上の格付けを得ている銘柄を投資適格として投資対象とすることを基本とします。(格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社あるいはムーディーズ・インベスターズ・サービス社による格付けを基準にします。これらの格付けのない場合には、委託会社またはJ.P.モルガン・インベストメントが当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含まず。)

公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け機関(スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)社等)によって格付けがなされています。

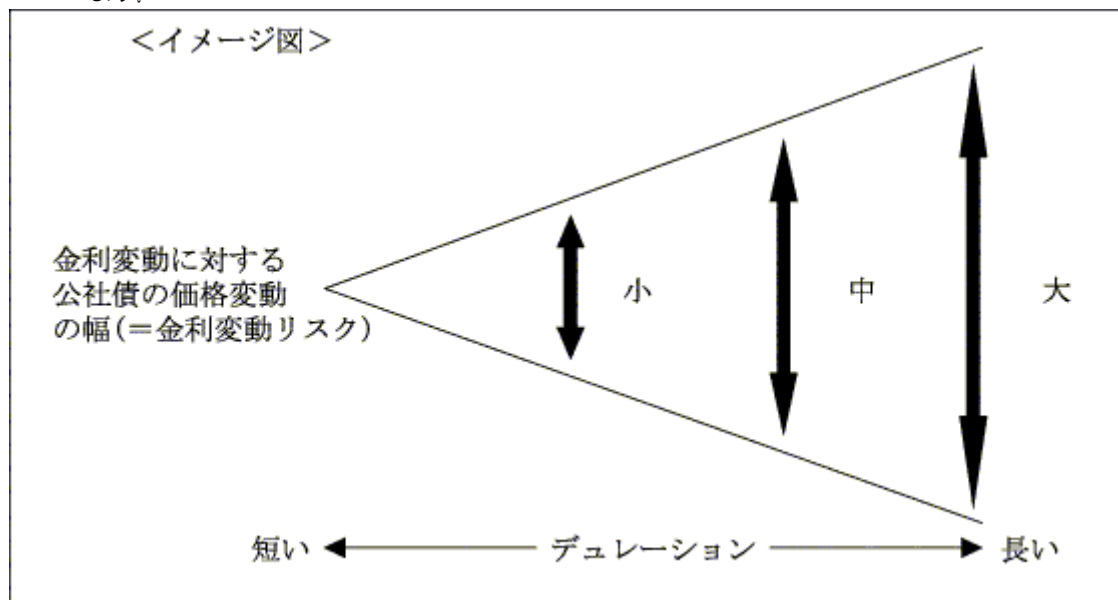
格付け機関名	S&P社	Moody's社	
	AAA	Aaa	
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	投資適格格付け (投資適格債※)
格付け(信用力) ↑ 高い ↓ 低い	BB	Ba	
	B	B	
	CCC	Caa	投機的格付け (高利回り債)
	CC	Ca	
	C	C	
	D		

投資適格債とは、格付け機関によって格付けされた公社債のうち、債務を履行する能力が十分であると評価された公社債をいいます。S&P社およびMoody's社による格付けでは、それぞれ「BBB」格と「Baa」格以上の公社債がこれに該当します。

- d. 原則として、ポートフォリオのデュレーション の基本ポジションはベンチマークのデュレーションを基準とし、0年からベンチマークのデュレーション+1.5年の範囲で調整します。

デュレーションとは、公社債の投資元本の回収までに要する平均残存期間のことで、この値が大きい(長い)ほど、金利変動に対して公社債価格の感応度が高く(金利変動に対する公社債価格の変動が大き)くなり

ます。



- e．国別・通貨別資産配分比率ならびに各国のデュレーションの調整は、金利および為替見通しに基づいて行います。
- f．組入外貨建資産については、100%為替ヘッジを行うことを原則としますが、市場および金利動向等を勘案しながらこの比率を機動的に調整することがあります。
- g．市場動向やファンドの資金事情等により、上記の運用が行われないことがあります。
- h．信託財産に属する有価証券等の為替変動リスク、価格変動リスクおよび信託財産の投資に伴うその他のリスクをヘッジし、または資産の効率的な運用に資することを目的とし、下記のデリバティブ取引等を行うことがあります。ただし、下記記載の各取引のうち、先物取引の売建て、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けは、ヘッジ目的の場合に限って行い、かつ下記のいずれの取引についても、安定収益の確保という基本方針に適合する範囲内で行います。

・国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引と類似の取引。

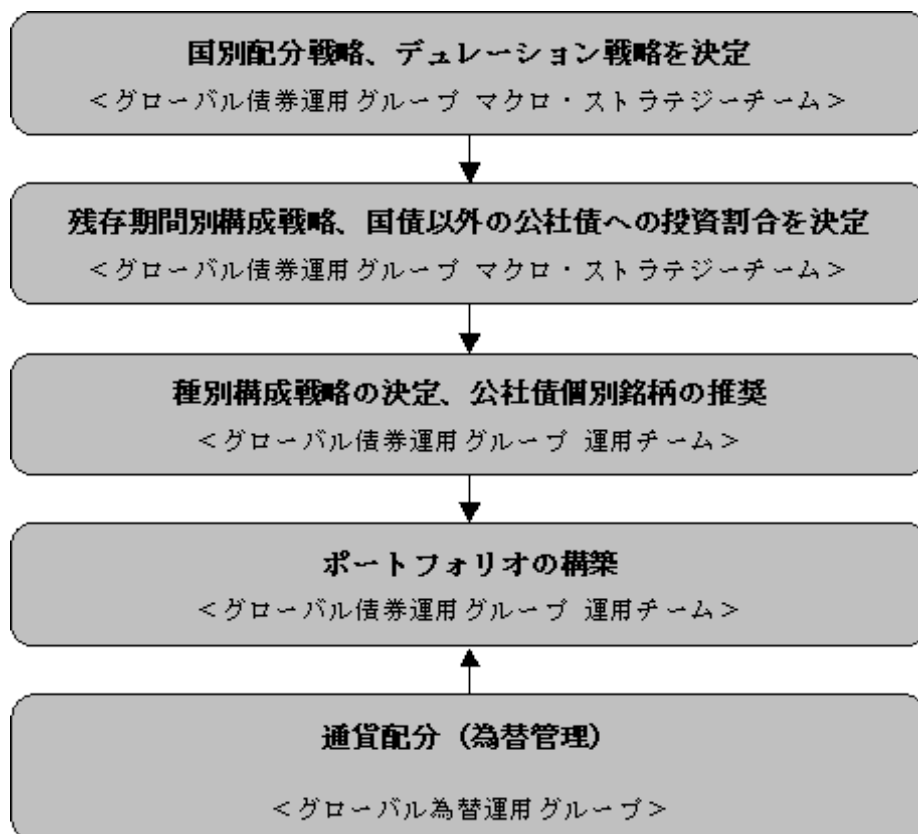
・国内において行われる金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引、ならびに外国の市場における金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引。

・異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引。

・外国為替予約取引(対円での外国為替予約取引のほかに、クロス・カレンシー取引およびブロック・ヘッジング取引を含みます。)。

ファンドの投資プロセス

円の余資産運用指図を除く運用の指図に関する権限の委託を受けたJ.P.モルガン・インベストメント(JPMIM)は、以下のプロセスにより当ファンドの運用を行います。



1. グローバル債券運用グループマクロ・ストラテジーチームが、各国のマクロ経済環境の評価・分析を行い、JPMIM独自の定量的分析モデルを用いて各国の公社債市場を評価し、それぞれの市場の期待収益率を算出します。これを定性的分析で補完し、国別配分・デュレーション戦略を決定します。また、各国の将来の金利の推移を予想し、各国別に残存期間別構成戦略を決定します。さらに同チームは、国債以外の公社債への投資割合を決定します。
2. この決定を受けて、社債、モーゲージ債、資産担保証券など、グローバル債券運用グループ運用チームに所属するセクターごとの専門家が各セクターの評価・分析を実施します。同運用チームは、国債以外の公社債について、種別構成戦略を決定し、また、国債以外の公社債について、個別銘柄の推奨を行います。
3. グローバル債券運用グループ運用チームのポートフォリオマネジャーは、トレーダー（売買執行担当者）等からの情報も踏まえながら、以上のプロセスを経て決定された各戦略と推奨された個別銘柄に則して銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。
4. 通貨配分は、グローバル為替運用グループにより、公社債の運用とは独立して管理されます。当ファンドでは、組入外貨建資産について100%為替ヘッジを行うことを原則としますが、市場および金利動向等を勘案しながら、為替ヘッジ比率を機動的に調整することがあります。その場合、グローバル為替運用グループは、JPMIM独自の総合的為替モデル[Tactical Currency Model（TCモデル）]を用いて各通貨の相対評価等を行い、通貨配分を決定します。
5. 円の余資運用にあたっては、委託会社が適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

(2) 【投資対象】

有価証券の指図範囲

委託会社(J.P. モルガン・インベストメントを含みます。)は、信託金を、主として有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。なお、当該有価証券には、次に掲げるものを含みます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券

- 4．特別の法律により法人の発行する債券
 - 5．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9．特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 11．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 - 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.～11.の証券または証書の性質を有するもの。なお、Fannie Mae等政府系金融機関が発行または保証するモーゲージバック証券については、余剰資金を用いたT B A (To Be Announced)取引によるものを含みます。
 - 13．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14．投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
 - 17．預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 20．外国の者に対する権利で19.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

および抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

ならびに次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)

および社団法人投資信託協会規則が認めるその他の金融商品により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1．有価証券先物取引等

委託会社は、信託財産に属する有価証券等の価格変動リスク、為替変動リスクおよび信託財産の投資に伴うその他のリスクをヘッジし、または資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引および通貨にかかるオプション取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。))を行うこと

の指図をすることができます。

2．スワップ取引

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

3．金利先渡取引および為替先渡取引

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

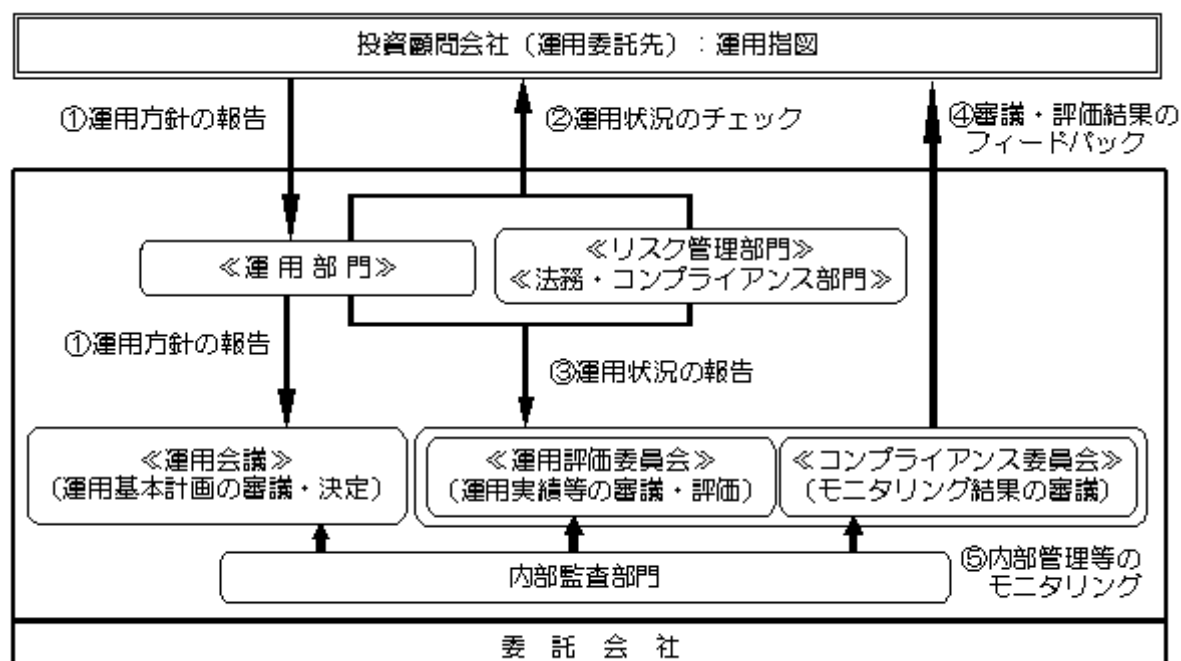
4．外国為替予約

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

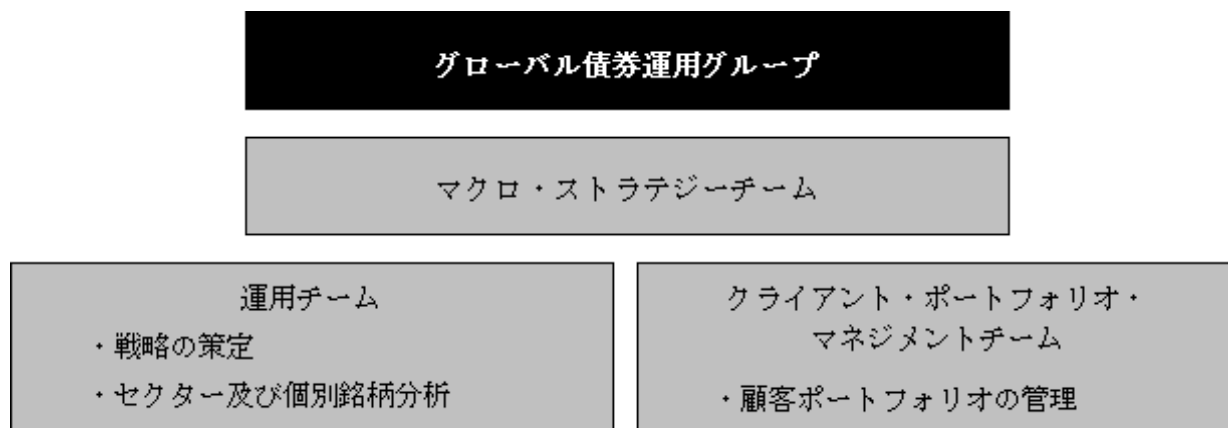
委託会社は、当ファンドの信託財産の運用に関し、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限をJ.P.モルガン・インベストメント（投資顧問会社）に委託します。なお、当ファンドにおける円の余資運用については、委託会社がかかる信託財産の運用管理を行います。



- 1．J.P.モルガン・インベストメント（投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、当ファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。
- 2．委託会社の運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。
- 3．運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、2．の結果を踏まえて「運用評価委員会」および「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。
- 4．「運用評価委員会」は投資顧問会社の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資顧問会社の運用内容のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社に対してフィードバックします。

- ５．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成20年12月末現在 5 名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
- なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

〔「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの債券運用体制〕



J.P.モルガン・インベストメントは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員であります。そのため、運用体制については、J.P.モルガン・インベストメントを含めた「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しております。

1. マクロ・ストラテジーチームは、金利予測やセクター配分といったトップダウン・アプローチを行います。
2. 運用チームは、次のような業務を行います。
 - ・個別銘柄選択といったボトムアップ・アプローチにより、投資対象について様々な超過収益の源泉を分析します。
 - ・ポートフォリオについて、リスクおよびリターンの特性を明確にし、デュレーションおよびセクターに関する決定を行います。
 - ・債券の売買について証券会社等から市場情報を収集し、効率的な処理を行います。
 - ・定量分析としてポートフォリオの景気予測に基づいたリターン予測を行い、ポートフォリオのリスク管理を行います。
3. クライアント・ポートフォリオ・マネジメントチームは、顧客のポートフォリオの管理や運用実績の報告などのサポート業務を行います。

J.P.モルガン・インベストメントの内部管理およびファンドに係る意思決定については、J.P.モルガン・インベストメントの内部監査部門（平成20年6月末現在26名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制等については、変更になることがあります。

（ご参考）

ニューヨークに本社を置くJ.P.モルガン・インベストメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの投資運用業務の中核会社です。同社は、各国の政府、政府機関、年金基金、企業、財団、金融機関等から資金の運用を受託しています。特に、米国を中心とした年金基金の運用については長い経験の蓄積があり、1974年のERISA法制定にあたっては、年金基金の運用基準について米国政府から助言を求められました。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時(原則として5月18日および11月18日、ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準、水準への影響、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、販売会社における受益者の指定預金口座に入金が始まります。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式への投資制限(約款第20条第4項)

委託会社は、株式への投資については転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得するものに限り投資の指図ができるものとし、信託財産に属するかかる株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(約款第20条第5項)

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資制限(約款第20条第6項)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

流動性の乏しい有価証券への投資制限(約款第20条第7項)

委託会社は、信託財産に属する私募債等の流動性の乏しい有価証券(コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等を除く)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。

アセット・バック証券への投資制限(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限)

アセット・バック証券(すなわち、オート・ローンやクレジット・カードの受取債権等の集合を担保とする証券)への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資制限(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資には制限を設けません。

投資する株式等の範囲(約款第23条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

同一発行体の有価証券への投資制限(約款第24条)

委託会社は、日本およびその他の国の国債および政府関係機関ならびに国際機関により発行される有価証券を除き、信託財産に属する、同一発行体の発行する有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第25条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第26条)

1. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の目的および範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
 - a. 先物取引の売建て、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、ヘッジ目的の場合に限り、かつ建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券のうち償還期日までの残存期間が1年以下であって約款第21条の規定に基づいて定める運用の基本方針において投資適格とされる格付けを有する公社債およびコマーシャル・ペーパー(以下「短期適格有価証券」といいます。)以外の有価証券の時価総額を超えない範囲で行うことができます。
 - b. 先物取引の買建て、プット・オプションの売付けおよびコール・オプションの買付けの指図は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避すること、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的とする場合に限り、かつ次に定めるすべての条件を満たす範囲で行うことができます。
 - ・ 株式または株価指数を対象とする先物取引の買建て、プット・オプションの売付けおよびコール・オプションの買付けの建玉の合計額が、信託財産への株式の組入可能額(組入株式を差引いた額)に株式または株価指数を対象とする先物取引の売建て建玉の合計額を加えた金額を超えないこと。
 - ・ 債券または債券指数を対象とする先物取引の買建て、プット・オプションの売付けおよびコール・オプションの買付けの建玉の合計額が、信託財産への公社債の組入可能額(組入公社債を差引いた額)および債券または債券指数を対象とする先物取引の売建て建玉の合計額に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を超えないこと。
 - ・ 対象資産の種類の如何に拘わらず、先物取引の買建て、プット・オプションの売付けおよびコール・オプションの買付けの建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品1. から4. に掲げる金融商品および短期適格有価証券(上記限月までに償還されるものを除く。)で運用している額に先物取引の売建ての建玉の合計額を加えた額を超えないこと。
2. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にか

かる先物取引および通貨にかかるオプション取引を次の目的および範囲で行うことの指図をすることができます。

- a. 先物取引の売建て、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、ヘッジ目的の場合に限り、かつ建玉の合計額がヘッジ目的の為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産(外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額を超えない範囲で行うことができるものとします。
 - b. 先物取引の買建て、プット・オプションの売付けおよびコール・オプションの買付けの指図は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避すること、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的とする場合に限り、かつ建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲を超えない限度で行うことができるものとします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避すること、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的とする場合に限り、わが国の取引所における金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 前記1. から3. に規定される先物取引等は安定収益の確保を目的として行います。

スワップ取引の運用指図(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社が、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第29条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

す。

2. 前記1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図は、この限りではありません。
3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第38条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価総額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲(約款第39条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債の引き渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

資金の借入れ(約款第40条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 前記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - b. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 前記1.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、公社債・短期金融商品などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価値が下落するリスクをいいます。当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドでは、組入外貨建資産について100%為替ヘッジを行うことを原則とし、為替変動に伴うリスクを最小限に抑えることを目指します。ただし、市場および金利動向等を勘案しながら、為替ヘッジ比率を機動的に調整することがあります。

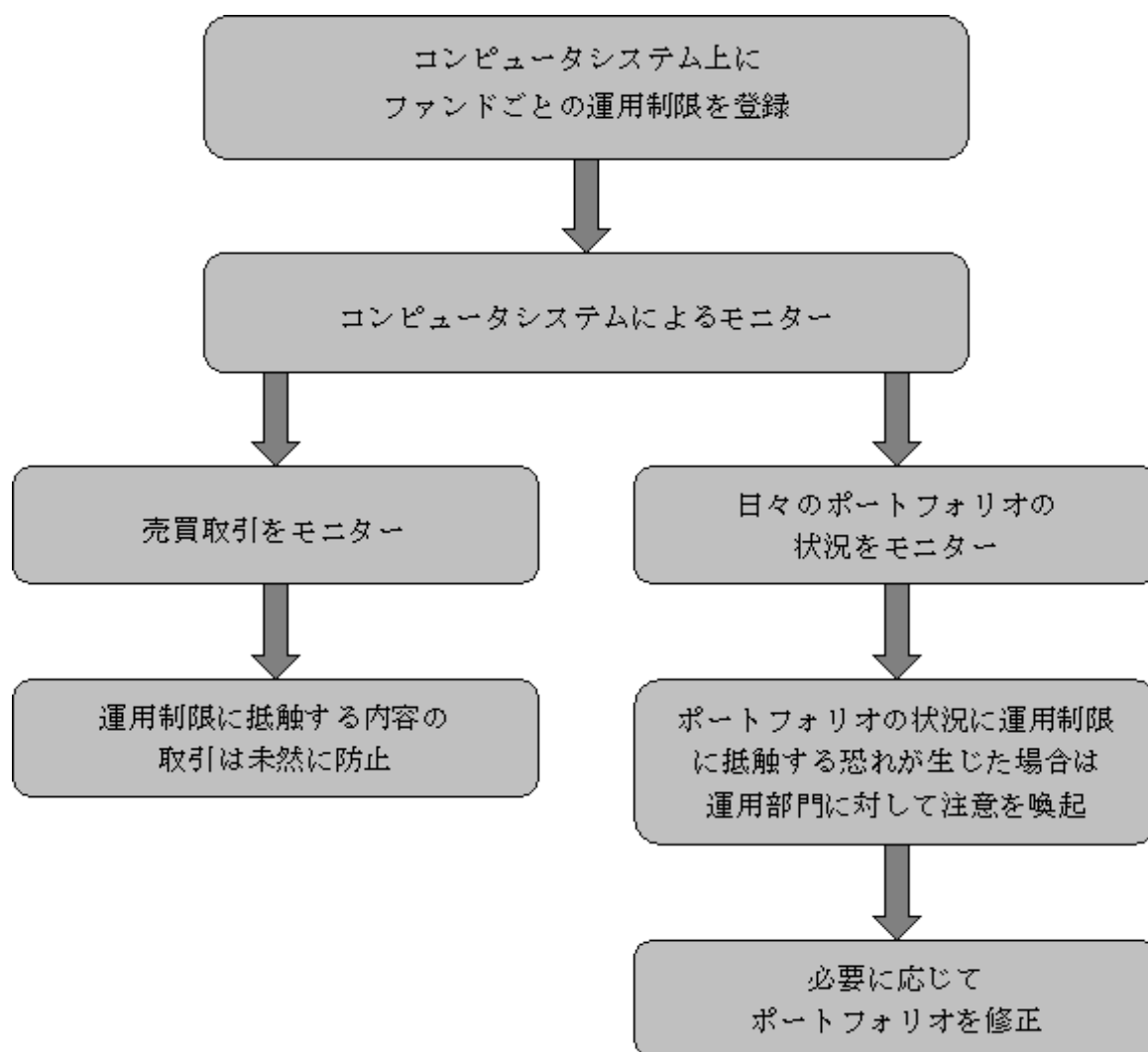
株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが株式への投資を行っている場合には、当ファンドが投資する企業の株価の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

(2) リスク管理体制

円の余資運用指図を除く運用の指図に関する権限の委託を受けたJ.P. モルガン・インベストメントは、以

下の体制により当ファンドのリスク管理を行います。



J.P. モルガン・インベストメントでは、運用部門においてポートフォリオのリスク管理を行うとともに、運用部門からは組織上独立したリスク マネージメント&コントロール グループが、法令・諸規則やファンドの商品性等に基づき設定されたファンドごとの運用制限の遵守状況を上記のコンピュータシステムを用いてモニターし、リスク管理・コンプライアンスチェックを継続的に実施しています。

みずほ投信投資顧問においては、J.P. モルガン・インベストメントからのコンプライアンス・レポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理し、かつリスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、パフォーマンスの分析・評価を実施します。

また、法務・コンプライアンス部門が、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

なお、これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてJ.P. モルガン・インベストメントへの注意・勧告などを行います。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.4725% (税抜 0.45%) を下限に上限年 0.9975% (税抜 0.95%) の範囲内の率 (ただし、1 年を365日として日分換算した率。以下同じ。) を乗じて得た額とし、その配分は、以下の通りです。

支払先	報酬額
委託会社	信託財産の純資産総額の報酬料率 × 0.625 の年率相当額 (年率 0.2625% (税抜 0.25%) ~ 0.590625% (税抜 0.5625%))
受託会社	信託財産の純資産総額の年率 0.05% 相当額 (年率 0.0525% (税抜 0.05%))
販売会社	信託財産の純資産総額の報酬料率 × 0.375 の年率相当額 (年率 0.1575% (税抜 0.15%) ~ 0.354375% (税抜 0.3375%))
合計	信託財産の純資産総額の10,000分の45 + 変動料率の年率相当額 (年率 0.4725% (税抜 0.45%) ~ 0.9975% (税抜 0.95%))

「報酬料率」とは、信託報酬率から受託会社への報酬率を控除した率をいいます。

信託報酬率は、年10,000分の45(税抜)の固定料率と、信託期間の終了日までの各日(これを、各「当該日」といいます。)の属する暦月の前暦月における信託財産の運用実績に応じて年10,000分の0から年10,000分の50の範囲で決定される変動料率の合計料率(ただし上限は、年10,000分の95(税抜)とします。)となります。

「変動料率」とは、下記の計算式にしたがって計算される料率をいいます。

$$\text{変動料率} = \left(\frac{\text{前月末日における基準価額} - \text{前々月末日における基準価額}}{\text{前々月末日における基準価額}} \times \frac{365}{\text{月間実日数}} - \frac{45}{10,000} \right) \times \frac{5}{100}$$

上記計算式において使用されている各語は、それぞれ次の意味を有します。

前月末日：当該日の属する暦月の前暦月の最終営業日

前々月末日：当該日の属する暦月の前々暦月の最終営業日

月間実日数：前々月末日から前月末日までの実日数(ただし、初日不算入、末日算入とします。)

なお、変動料率計算のための上記計算式に基づく計算にあたっては下記の規定にしたがうものとします。

1. 前々月末日の翌日以降、前月末日以前に、収益分配金の交付がなされた場合には、上記の計算式中「前月末日における基準価額」は、同基準価額に同収益分配金中1口あたりの金額に相当する額を加算した合計額とみなします。
2. 当該日が当該日の属する暦月の最終営業日の後の日である場合には、その当該日は当該日の属する暦月の翌暦月に属するものとみなして前月末日および前々月末日を決定します。
3. 上記計算式に基づく計算結果は、小数点以下第5位以下を四捨五入して小数点以下第4位までの数字とします。
4. 上記計算式に基づいて計算される率が0を下回る場合には、変動料率は10,000分の0とみなします。
5. 上記計算式に基づいて計算される率が10,000分の50を超える場合には、変動料率は10,000分の50とみなします。

委託会社の報酬には、委託会社とJPMIM間の外部委託契約に基づくJPMIMへの外部委託契約にかかる報酬が含まれます。外部委託契約にかかる報酬の額は、委託会社からJPMIMにこの信託の運用の指図に関する権限の委託がなされている期間を通じて毎日、その日における信託財産の純資産総額に、その日に適用されるべき信託報酬率として上記により決定される年率を10,000分の5下回る年率の100分の37.5に等しい年率(ただし、小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位までの数字とします。)を乗じて計算される金額の合計額とします。

信託報酬は、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支弁します。なお、信託報酬にかかる消

費税ならびに地方消費税に相当する金額(5%、以下「消費税等相当額」といいます。)を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

受益者がファンドを解約する際、信託財産留保額(解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.1%)をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
2. 受益者がファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時のその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の「収益分配金時における課税上の取扱いについて」をご参照ください。)

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成22年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成23年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税(配当控除の適用なし)と申告分離課税(平成22年12月31日までは10%(所得税7%および地方

税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）のいずれかを選択することもできます。

平成21年および平成22年において、他の上場株式等（上場株式、上場ETF、上場REITおよび公募株式投資信託など、以下同じ。）にかかる配当所得（年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）を含めた合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。その際、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分については20%の税率（所得税15%および地方税5%）が適用されます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、申告分離課税が適用されます。その税率は平成21年および平成22年において、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額のうち、500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。また、平成23年以降は、譲渡所得等の金額に関わらず20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用も可能です。

平成21年および平成22年において、特定口座（源泉徴収口座）を利用している場合でも、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

2．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度が適用されません。

平成21年4月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になります。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

上記の内容は平成20年12月31日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成20年12月26日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	日本	232,097,807	10.45
		アメリカ	481,832,872	21.71
		フランス	445,260,420	20.06
		ドイツ	193,349,088	8.71
		ベルギー	105,785,371	4.76
		オランダ	46,300,800	2.08
	特殊債券	アメリカ	209,255,888	9.42
		ドイツ	12,863,736	0.57
	社債券	アメリカ	183,547,377	8.27
		オーストラリア	43,966,560	1.98
その他の資産	現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	265,126,889	11.94
合 計（純資産総額）		—	2,219,386,808	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注２）小数点第３位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物取引（買建）	256,481,005	11.55
債券先物取引（売建）	123,025,932	5.54

（注）債券先物取引の時価の算定方法については、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場により評価しております。

(2) 【投資資産】(平成20年12月26日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国 / 地域	利率 (%)	償還 期限	通貨	数量 (券面総額)	帳簿価額 単 価 ()	帳簿価額 金 額 ()	評価額 単 価 ()	評価額 金 額 ()	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	4.125	2010年8月15日	ドル	2,800,000.00	105.20	2,945,687.50	105.76	2,961,437.50	269,016,982	12.12
2	FR TREASURY N/B	国債証券	フランス	3.500	2011年7月12日	ユーロ	1,000,000.00	102.13	1,021,300.00	103.05	1,030,500.00	131,079,600	5.90
3	FANNIE MAE	特殊債券	アメリカ	5.500	2011年3月15日	ドル	1,200,000.00	105.00	1,260,000.00	107.90	1,294,800.00	117,619,632	5.29
4	第 5 9 回利付国債（ 5 年 ）	国債証券	日本	1.300	2011年6月20日	日本円	106,900,000.00	101.72	108,744,025.00	102.03	109,079,691.00	109,079,691	4.91
5	FRANCE T-NOTE	国債証券	フランス	3.000	2011年1月12日	ユーロ	840,000.00	100.55	844,620.00	101.25	850,500.00	108,183,600	4.87
6	FRANCE T-NOTE	国債証券	フランス	3.750	2010年9月12日	ユーロ	750,000.00	102.03	765,225.00	102.69	770,175.00	97,966,260	4.41
7	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2.625	2010年5月31日	ドル	988,000.00	102.27	1,010,427.60	102.82	1,015,941.87	92,288,159	4.15
8	BELGIUM KINGDOM	国債証券	ベルギー	3.500	2011年3月28日	ユーロ	650,000.00	100.85	655,525.00	101.30	658,450.00	83,754,840	3.77
9	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	フランス	6.500	2011年4月25日	ユーロ	600,000.00	108.93	653,580.00	108.30	649,800.00	82,654,560	3.72
10	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	5.125	2011年6月30日	ドル	750,000.00	109.95	824,648.43	110.31	827,343.75	75,155,906	3.38
11	BUNDESOBLIGATION	国債証券	ドイツ	3.500	2011年10月14日	ユーロ	500,000.00	102.97	514,850.00	104.32	521,600.00	66,347,520	2.98
12	BUNDESREPUB. DEUT	国債証券	ドイツ	5.000	2011年7月4日	ユーロ	400,000.00	106.73	426,920.00	107.54	430,180.00	54,718,896	2.46
13	BUNDESSCHATZANW	国債証券	ドイツ	4.750	2010年6月11日	ユーロ	350,000.00	103.77	363,195.00	104.24	364,840.00	46,407,648	2.09
14	NETHERLANDS GOVT	国債証券	オランダ	4.000	2011年1月15日	ユーロ	350,000.00	102.69	359,415.00	104.00	364,000.00	46,300,800	2.08
15	CREDIT SUISSE FB	社債券	アメリカ	4.875	2010年8月15日	ドル	500,000.00	98.81	494,072.80	100.40	502,029.30	45,604,341	2.05
16	第 2 9 6 回利付国債（ 1 0 年 ）	国債証券	日本	1.500	2018年9月20日	日本円	43,600,000.00	100.17	43,674,520.00	102.60	44,737,088.00	44,737,088	2.01
17	AUST&NZ BANKING	社債券	オーストラリア	4.875	2010年11月8日	ドル	500,000.00	95.94	479,730.00	96.80	484,000.00	43,966,560	1.98
18	第 2 8 8 回利付国債（ 1 0 年 ）	国債証券	日本	1.700	2017年9月20日	日本円	40,000,000.00	102.51	41,007,200.00	104.89	41,956,800.00	41,956,800	1.89
19	FEDERAL HOME LOAN	特殊債券	アメリカ	4.375	2010年10月22日	ドル	370,000.00	102.69	379,983.04	105.14	389,021.07	35,338,673	1.59
20	CSFB 2001-CP4 A4	社債券	アメリカ	6.180	2035年12月15日	ドル	400,000.00	99.64	398,592.00	91.33	365,356.00	33,188,939	1.49
21	DCAT 2005-B A4	社債券	アメリカ	4.200	2010年7月8日	ドル	292,408.20	99.90	292,115.79	99.97	292,323.40	26,554,657	1.19
22	AMERICAN EXPRESS	社債券	アメリカ	3.625	2009年2月20日	ドル	302,000.00	92.55	279,501.00	94.36	284,967.20	25,886,420	1.16
23	BUNDESOBLIGATION	国債証券	ドイツ	3.250	2010年4月9日	ユーロ	200,000.00	101.35	202,700.00	101.71	203,420.00	25,875,024	1.16

24	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	フランス	5.500	2010年10月25日	ユーロ	190,000.00	105.46	200,374.00	105.00	199,500.00	25,376,400	1.14
25	MSC 2006-T21 A2	社債券	アメリカ	5.090	2052年10月12日	ドル	300,000.00	90.78	272,355.00	92.63	277,896.00	25,244,072	1.13
26	BELGIUM KINGDOM	国債証券	ベルギー	4.000	2013年3月28日	ユーロ	170,000.00	102.22	173,774.00	101.88	173,196.00	22,030,531	0.99
27	FNR 2006-43 G	特殊債券	アメリカ	6.500	2033年9月25日	ドル	218,740.93	101.32	221,628.31	101.12	221,206.14	20,094,365	0.90
28	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	4.625	2011年10月31日	ドル	200,000.00	109.27	218,546.87	110.06	220,125.00	19,996,155	0.90
29	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	3.750	2018年11月15日	ドル	187,500.00	102.78	192,729.77	113.82	213,427.73	19,387,774	0.87
30	第62回利付国債（5年）	国債証券	日本	1.300	2011年12月20日	日本円	18,000,000.00	101.87	18,336,600.00	102.28	18,411,300.00	18,411,300	0.82

（注） 各通貨表示

[次へ](#)

投資有価証券の種類別投資比率

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	国債証券	10.45
外国	国債証券	57.33
	特殊債券	10.00
	社債券	10.25
合 計		88.05

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

種類	取引所等	資産名	建別	数量	簿価金額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	シカゴ商品取引所	US 2Y 0903	買建	8	157,488,790	157,993,477	7.11
	シカゴ商品取引所	US 5Y 0903	買建	5	53,347,772	54,145,608	2.43
	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU-BOBL 0903	買建	3	44,051,337	44,341,920	1.99
	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU-SCHA 0903	売建	9	122,483,214	123,025,932	5.54

(注) 時価の算定方法

計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場により評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年12月26日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1期	平成12年5月18日	21,561	21,605	0.9836	0.9856
2期	平成12年11月20日	20,556	20,597	0.9924	0.9944
3期	平成13年5月18日	16,088	16,136	1.0070	1.0100
4期	平成13年11月19日	13,652	13,699	1.0166	1.0201
5期	平成14年5月20日	11,295	11,334	1.0114	1.0149
6期	平成14年11月18日	10,136	10,175	1.0270	1.0310
7期	平成15年5月19日	9,151	9,187	1.0337	1.0377
8期	平成15年11月18日	8,330	8,363	1.0263	1.0303
9期	平成16年5月18日	7,337	7,366	1.0211	1.0251
10期	平成16年11月18日	6,566	6,598	1.0162	1.0212
11期	平成17年5月18日	5,997	6,027	1.0076	1.0126
12期	平成17年11月18日	5,313	5,340	0.9947	0.9997
13期	平成18年5月18日	3,825	3,844	0.9829	0.9879
14期	平成18年11月20日	3,382	3,399	0.9773	0.9823
15期	平成19年5月18日	3,023	3,039	0.9699	0.9749
16期	平成19年11月19日	2,733	2,745	0.9659	0.9699
17期	平成20年5月19日	2,415	2,426	0.9251	0.9291
18期	平成20年11月18日	2,236	2,245	0.9180	0.9220
	平成19年12月末日	2,701	—	0.9615	—
	平成20年1月末日	2,659	—	0.9546	—
	平成20年2月末日	2,602	—	0.9518	—
	平成20年3月末日	2,453	—	0.9377	—
	平成20年4月末日	2,434	—	0.9316	—
	平成20年5月末日	2,406	—	0.9220	—

	平成20年6月末日	2,378	—	0.9190	—
	平成20年7月末日	2,376	—	0.9185	—
	平成20年8月末日	2,307	—	0.9185	—
	平成20年9月末日	2,285	—	0.9164	—
	平成20年10月末日	2,233	—	0.9162	—
	平成20年11月末日	2,250	—	0.9207	—
	平成20年12月26日	2,219	—	0.9259	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0020
2期	0.0020
3期	0.0030
4期	0.0035
5期	0.0035
6期	0.0040
7期	0.0040
8期	0.0040
9期	0.0040
10期	0.0050
11期	0.0050
12期	0.0050
13期	0.0050
14期	0.0050
15期	0.0050
16期	0.0040
17期	0.0040
18期	0.0040

【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	1.44
2期	1.10
3期	1.77
4期	1.30
5期	0.17
6期	1.94
7期	1.04
8期	0.33
9期	0.12
10期	0.01
11期	0.35
12期	0.78

13期	0.68
14期	0.06
15期	0.25
16期	0.00
17期	3.81
18期	0.34

（注１）収益率は期間騰落率。

（注２）小数点第３位四捨五入。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成11年11月19日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成13年1月15日	委託会社はディーケービー投信株式会社からファンドにかかる営業譲渡を受ける。
平成19年1月4日	投資信託振替制度へ移行
平成19年7月1日	ファンドの名称を「DKBモルガン プライム・インカム」から「MHAMモルガン プライム・インカム」に変更

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの申込は、委託会社および販売会社の営業日の午後3時(年末年始など金融商品取引所(証券取引所)が半日取引日の場合は午前11時)までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込み及び所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ロンドンの銀行休業日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があり、取得申込者は、販売会社において、各々1万円以上1円単位(ただし、1口の整数倍に限ります。)をもって購入することができます。
- (4) 取得申込にかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- (5) 収益分配金再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (6) 取得申込者の取得申込総額が多額な場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みを延期または中止すること、ならびにすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、信託終了日前5営業日(信託終了日を含みます。)を除き、委託会社に対し、1口単位をもって解約を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、ロンドンの銀行休業日を除く委託会社および販売会社の営業日の午後3時(年末年始など金融商品取引所(証券取引所)が半日取引日の場合は午前11時)までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申

込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取り扱いとなります。

- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額(以下、「解約価額」といいます。)とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。(以下同じ。)

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目に、受益者の指定預金口座に入金されます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額な場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約による請求の受け付けを延期または中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。一部解約の実行が延期または中止された場合には、受益者が当該受付の延期または中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付延期または中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

公社債等：計算日における以下のいずれかの価額

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
- 金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除きます。)
- 価格情報会社の提供する価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国為替予約の円換算：計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算され、翌日の日本経済新聞(当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「プライム」の略称にて記載されています。)に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成11年11月19日から平成21年11月18日までとします。

信託期間は、委託会社が信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年11月19日から翌年5月18日まで、および毎年5月19日から11月18日までとすることを原則とします。

上記の規定にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、この信託契約の終了日とします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託期間終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは、信託契約の一部解約により、信託財産の純資産総額が15億円を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対してかかる書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - b. 前記a. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b. からd. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

償還金の支払い

償還金は、原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し、お支払いします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、当ファンドの信託契約と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。
2. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
4. 委託会社は、受託会社につき信託約款第57条第3項各号の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは受託会社を、法令に従い解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、上記に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は予め、受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。

ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

第4 【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、第 17 期計算期間(平成19年11月20日から平成20年5月19日まで) 及び、第 18 期計算期間(平成20年5月20日から平成20年11月18日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条の2により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第 17 期計算期間(平成19年11月20日から平成20年5月19日まで)の財務諸表については、新日本監査法人により監査を受け、また、第 18 期計算期間(平成20年5月20日から平成20年11月18日まで)の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- （３）なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

MHAMモルガン プライム・インカム

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (平成20年 5 月19日現在)	第18期 (平成20年11月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	81,755,017	11,547,388
コール・ローン	973,654,721	92,755,648
国債証券	455,572,844	1,485,833,056
特殊債券	489,956,800	218,974,392
社債券	507,554,154	247,787,690
派生商品評価勘定	17,312,061	156,341,824
未収入金	2,260,240	19,439,413
未収利息	15,442,681	15,654,592
前払金	13,111,077	-
前払費用	979,903	9,101,251
その他未収収益	546,910	159,043
差入委託証拠金	8,305,785	5,383,744
流動資産合計	2,566,452,193	2,262,978,041
資産合計	2,566,452,193	2,262,978,041
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	133,235,304	4,276,546
前受金	-	7,263,751
未払収益分配金	10,446,157	9,743,920
未払解約金	637,789	-
未払受託者報酬	678,208	613,847
未払委託者報酬	5,464,800	4,910,697
その他未払費用	40,638	36,767
流動負債合計	150,502,896	26,845,528
負債合計	150,502,896	26,845,528
純資産の部		
元本等		
元本	2,611,539,355	2,435,980,053
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	195,590,058	199,847,540
元本等合計	2,415,949,297	2,236,132,513
純資産合計	2,415,949,297	2,236,132,513
負債純資産合計	2,566,452,193	2,262,978,041

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期 (自 平成19年11月20日 至 平成20年 5 月19日)	第18期 (自 平成20年 5 月20日 至 平成20年11月18日)
営業収益		
受取利息	35,289,859	34,582,663
有価証券売買等損益	53,175,624	5,362,980
派生商品取引等損益	48,908,655	4,404,768
為替差損益	27,023,035	28,173,453
その他収益	252,735	159,043
営業収益合計	93,564,720	3,199,495
営業費用		
受託者報酬	678,208	613,847
委託者報酬	5,464,800	4,910,697
その他費用	315,267	216,255
営業費用合計	6,458,275	5,740,799
営業利益又は営業損失（ ）	100,022,995	8,940,294
経常利益又は経常損失（ ）	100,022,995	8,940,294
当期純利益又は当期純損失（ ）	100,022,995	8,940,294
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,007,164	1,246,467
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	96,427,430	195,590,058
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,751,527	15,463,687
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,751,527	15,463,687
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,452,167	2,283,422
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,452,167	2,283,422
分配金	10,446,157	9,743,920
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	195,590,058	199,847,540

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 17 期 (自 平成19年11月20日 至 平成20年5月19日)	第 18 期 (自 平成20年5月20日 至 平成20年11月18日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券 個別法により時価に基づいて評価しております。	国債証券・特殊債券・社債券 同左
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	先物取引・為替予約取引 個別法により時価に基づいて評価しております。	先物取引・為替予約取引 同左
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
4 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 同左
5 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成19年11月20日から平成20年5月19日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	第 17 期 (平成20年5月19日現在)	第 18 期 (平成20年11月18日現在)
1 担保資産		代用として担保提供している資産は次のとおりであります。	代用として担保提供している資産は次のとおりであります。
	国債証券	21,320,820円	6,349,403円
2 計算期間末日の受益権総口数		2,611,539,355口	2,435,980,053口
3 元本の欠損金額		純資産額は元本を195,590,058円下回っております。	純資産額は元本を199,847,540円下回っております。
4 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.9251 円 (9,251 円)	0.9180 円 (9,180 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 17 期 (自 平成19年11月20日 至 平成20年5月19日)	第 18 期 (自 平成20年5月20日 至 平成20年11月18日)
(単位:円)	(単位:円)

1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	1,951,839	1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	1,753,851
2 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,697,535円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（67,663,049円）、分配準備積立金（321,819,446円）より、分配対象収益は417,180,030円（1万口当たり1,597円）であり、うち10,446,157円（1万口当たり40円）を分配金額としております。		2 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,693,072円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（66,741,505円）、分配準備積立金（312,929,386円）より、分配対象収益は407,363,963円（1万口当たり1,672円）であり、うち9,743,920円（1万口当たり40円）を分配金額としております。	
配当等収益	27,697,535	配当等収益	27,693,072
有価証券売買等損益	0	有価証券売買等損益	0
収益調整金	67,663,049	収益調整金	66,741,505
分配準備積立金	321,819,446	分配準備積立金	312,929,386
分配可能額	417,180,030	分配可能額	407,363,963
収益分配額	10,446,157	収益分配額	9,743,920

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	第 17 期 （平成20年5月19日現在）	第 18 期 （平成20年11月18日現在）
1 期首元本額		2,830,136,369 円	2,611,539,355 円
期中追加設定元本額		32,032,181 円	28,609,202 円
期中一部解約元本額		250,629,195 円	204,168,504 円

有価証券関係

売買目的有価証券

第 17 期（自 平成19年11月20日 至 平成20年5月19日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	455,572,844	1,764,427
特殊債券	489,956,800	1,949,381
社債券	507,554,154	10,929,263
合計	1,453,083,798	10,744,309

第 18 期（自 平成20年5月20日 至 平成20年11月18日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	1,485,833,056	29,319,788
特殊債券	218,974,392	3,210,860

社債券	247,787,690	19,101,788
合計	1,952,595,138	7,007,140

デリバティブ取引等関係

取引の状況に関する事項

項目	第 17 期 (自 平成19年11月20日 至 平成20年5月19日)	第 18 期 (自 平成20年5月20日 至 平成20年11月18日)
1 取引の内容	外国為替予約取引および有価証券先物取引等を利用しております。	同左
2 取引に対する取組方針	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するとともに、為替変動リスクを回避するために、外国為替予約取引を活用しております。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するとともに、信託財産が運用対象とする有価証券等の価格変動リスクを回避するために、有価証券先物取引等を活用しております。	同左
3 取引の利用目的	外国為替予約取引および有価証券先物取引等は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避すること、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避すること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資する目的で行っております。	同左
4 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引は市場リスクを有していますが、一定の範囲内で取引を行うとともに、一部は信託財産に属する資産の市場リスクと相殺する関係にあるため、デリバティブ取引に係るリスクは限定的であると認識しております。また、取引の相手先は優良な取引先のみで行っており、信用リスクは低いと認識しております。	同左
5 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引については、運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。	同左

取引の時価等に関する事項

第 17 期（自 平成19年11月20日 至 平成20年5月19日）

種 類	第 17 期（平成20年5月19日 現在）			
	契 約 額 等（円）		時 価 （円）	評 価 損 益 （円）
		うち1年超		
市場取引				
債券先物取引				
売建				

US 2YR 0806	668,000,478	—	662,364,390	5,636,088
US 5Y 0806	210,969,825	—	209,428,199	1,541,626
EU-BUND 0806	18,960,274	—	18,433,058	527,216
小 計	897,930,577	—	890,225,647	7,704,930
買建				
長期国債標準物先物	139,250,950	—	135,120,000	4,130,950
US 10Y 0806	72,534,682	—	71,986,370	548,312
EU-BOBL 0806	271,361,616	—	263,283,060	8,078,556
EU-SCHA 0806	1,360,731,371	—	1,342,143,392	18,587,979
小 計	1,843,878,619	—	1,812,532,822	31,345,797
合 計	2,741,809,196	—	2,702,758,469	23,640,867

第 18 期（自 平成20年5月20日 至 平成20年11月18日）

種 類	第 18 期（平成20年11月18日 現在）			
	契 約 額 等（円）		時 価 （円）	評 価 損 益 （円）
		うち1年超		
市場取引				
債券先物取引				
売建				
US 5Y 0812	65,601,824	—	67,626,523	2,024,699
CA 10Y 0812	37,178,303	—	37,480,464	302,161
EU-SCHA 0812	38,640,433	—	38,912,342	271,909
小 計	141,420,560	—	144,019,329	2,598,769
買建				
US 2Y 0812	20,715,653	—	20,891,974	176,321
EU-BOBL 0812	190,382,692	—	194,041,617	3,658,925
EU-BUND 0812	28,293,250	—	28,891,816	598,566
小 計	239,391,595	—	243,825,407	4,433,812
合 計	380,812,155	—	387,844,736	1,835,043

（注）時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については、国内における取引については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しており、外国における取引については、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場により評価しております。

第 17 期（自 平成19年11月20日 至 平成20年5月19日）

種 類	第 17 期（平成20年5月19日 現在）			
	契 約 額 等（円）		時 価 （円）	評 価 損 益 （円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	877,538,461	—	936,802,785	59,264,324
イギリス・ポンド	47,998,679	—	49,545,932	1,547,253
ユーロ	671,368,532	—	711,979,882	40,611,350
小 計	1,596,905,672	—	1,698,328,599	101,422,927
買建				
アメリカ・ドル	135,458,920	—	139,695,096	4,236,176
イギリス・ポンド	20,194,000	—	20,230,000	36,000
ユーロ	135,296,531	—	140,164,906	4,868,375
小 計	290,949,451	—	300,090,002	9,140,551

合 計	1,887,855,123	—	1,998,418,601	92,282,376
-----	---------------	---	---------------	------------

第 18 期（自 平成20年5月20日 至 平成20年11月18日）

種 類	第 18 期（平成20年11月18日 現在）			
	契 約 額 等（円）		時 価 （円）	評 価 損 益 （円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
アメリカ・ドル	1,114,566,215	—	1,054,793,031	59,773,184
ユーロ	895,677,731	—	804,734,280	90,943,451
小 計	2,010,243,946	—	1,859,527,311	150,716,635
買建				
アメリカ・ドル	58,185,500	—	57,864,000	321,500
ユーロ	20,801,200	—	20,636,300	164,900
小 計	78,986,700	—	78,500,300	486,400
合 計	2,089,230,646	—	1,938,027,611	150,230,235

（注）時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAMモルガン プライム・インカム

（平成20年11月18日現在）

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券					
	日本・円	第 5 9 回利付国債（ 5 年 ）	106,900,000	108,744,025	
		第 6 2 回利付国債（ 5 年 ）	18,000,000	18,336,600	
		第 2 8 8 回利付国債（ 1 0 年 ）	40,000,000	41,007,200	
		第 2 9 6 回利付国債（ 1 0 年 ）	53,500,000	53,591,485	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	218,400,000 4 9.9%	221,679,310 11.4%	
	アメリカ・ドル	TREASURY BILL 2009/04/23	66,000.00	65,831.04	

		US TREASURY N/B 2.625%	1,100,000.00	1,125,007.81	
		US TREASURY N/B 4.125%	2,800,000.00	2,945,687.50	
		US TREASURY N/B 4.625%	200,000.00	218,546.87	
		US TREASURY N/B 5.125%	750,000.00	824,648.43	
	アメリカ・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	4,916,000.00 5 22.3%	5,179,721.65 (499,584,153) 25.6%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM 3.5%	650,000.00	655,525.00	
		BELGIUM KINGDOM 4.00%	170,000.00	173,774.00	
		BUNDESOBLIGATION 3.25%	200,000.00	202,700.00	
		BUNDESOBLIGATION 3.5%	600,000.00	617,850.00	
		BUNDESREPUB. DEUT 5.0%	400,000.00	426,920.00	
		BUNDESSCHATZANW 4.75%	350,000.00	363,195.00	
		FR TREASURY N/B 3.5%	1,000,000.00	1,021,300.00	
		FRANCE (GOVT OF) 5.5%	190,000.00	200,374.00	
		FRANCE (GOVT OF) 6.5%	600,000.00	653,580.00	
		FRANCE T-NOTE 3.0%	840,000.00	844,620.00	
		FRANCE T-NOTE 3.75%	750,000.00	765,225.00	
		NETHERLANDS GOVT 4.0%	350,000.00	359,415.00	
	ユーロ 小計	銘柄数 組入時価比率	6,100,000.00 12 34.2%	6,284,478.00 (764,569,593) 39.1%	
国債証券 合計			1,485,833,056 (1,264,153,746)		
特殊債券					
	アメリカ・ドル	FANNIE MAE 5.5%	1,200,000.00	1,260,000.00	
		FEDERAL HOME LOAN 4.375%	370,000.00	379,983.04	
		FNR 2006-43 G 6.5%	221,372.53	224,312.35	
		FNR 2006-63 AB	200,196.06	203,022.82	
		FNR 2006-63 AE	200,196.06	203,022.82	
	アメリカ・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	2,191,764.65 5 9.8%	2,270,341.03 (218,974,392) 11.2%	
特殊債券 合計			218,974,392 (218,974,392)		
社債券					
	アメリカ・ドル	AMERICAN EXPRESS 3.625%	302,000.00	279,501.00	
		AUST&NZ BANKING 4.875%	500,000.00	479,730.00	
		CREDIT SUISSE FB 4.875%	500,000.00	494,072.80	
		CSFB 2001-CP4 A4 6.18%	400,000.00	398,592.00	
		DCAT 2005-B A4 4.2%	330,951.99	330,621.03	
		MSC 2006-T21 A2 5.09%	300,000.00	272,355.00	
		UBS PREF FNDNG 7.247%	260,000.00	192,738.00	
		VERIZON COMMUNICAT 5.35%	50,000.00	49,230.22	
	アメリカ・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	2,642,951.99 8 10.8%	2,496,840.05 (240,820,222) 12.3%	
	ユーロ	GENERAL ELEC CAP 4.625%	100,000.00	57,270.00	
ユーロ 小計	銘柄数 組入時価比率	100,000.00 1 0.3%	57,270.00 (6,967,468) 0.4%		
社債券 合計			247,787,690 (247,787,690)		

合計			1,952,595,138 (1,730,915,828)	
----	--	--	----------------------------------	--

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注３）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

(注1)TREASURY BILL額面66千米ドルは、先物取引にかかわる委託証拠金代用有価証券として、証券会社に差し入れております。

(注2)外貨建有価証券の内訳

通貨	銘 柄 数		組入株式 時価比率	組入 新株予約権証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	5	—	—	52.1%	49.1%
	特殊債券	5	—	—	22.8%	
	社債券	8	—	—	25.1%	
ユーロ	国債証券	12	—	—	99.1%	39.5%
	社債券	1	—	—	0.9%	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「デリバティブ取引等関係」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成20年12月26日現在）

資産総額（円）	2,281,883,272
負債総額（円）	62,496,464
純資産総額（ - ）（円）	2,219,386,808
発行済口数（口）	2,397,034,175
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.9259

第5 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	24,837,030,342	2,914,791,366	21,922,238,976
2期	2,460,541,691	3,668,522,960	20,714,257,707
3期	874,196,119	5,612,791,953	15,975,661,873
4期	459,526,014	3,005,687,193	13,429,500,694
5期	404,513,932	2,665,392,857	11,168,621,769
6期	406,386,960	1,705,076,529	9,869,932,200
7期	602,504,147	1,619,013,950	8,853,422,397
8期	241,334,306	977,376,892	8,117,379,811
9期	115,196,341	1,046,653,408	7,185,922,744
10期	91,270,412	815,871,082	6,461,322,074
11期	89,768,669	599,148,158	5,951,942,585
12期	77,867,954	687,792,714	5,342,017,825
13期	59,817,167	1,509,707,644	3,892,127,348
14期	47,584,927	478,957,121	3,460,755,154
15期	42,051,783	384,914,567	3,117,892,370
16期	37,552,071	325,308,072	2,830,136,369
17期	32,032,181	250,629,195	2,611,539,355
18期	28,609,202	204,168,504	2,435,980,053

（注）第1期の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

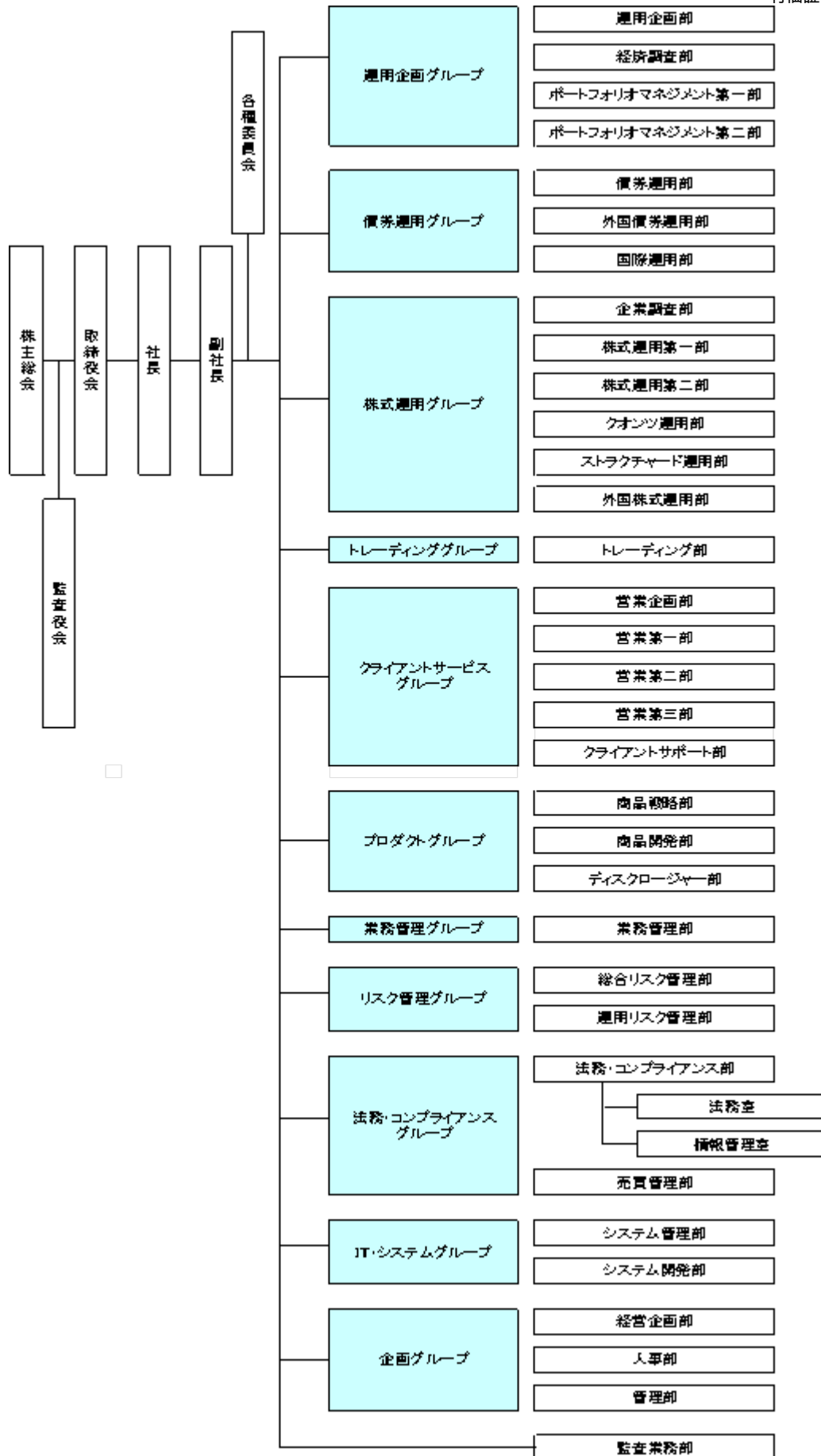
1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年 1 月31日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

(2) 会社の機構(平成21年 1 月31日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成20年12月26日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	17	274,219,561,562
追加型株式投資信託	195	1,260,134,487,651
追加型金銭信託受益権投資信託	12	22,664,901,430
単位型株式投資信託	61	154,958,760,594
合計	285	1,711,977,711,237

3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第44期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第44期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年 3 月31日)		当事業年度 (平成20年 3 月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金		1,459		625	
2 預金		12,725,340		7,065,880	
3 有価証券		492,700		11,992,744	
4 支払委託金					
支払委託分配金		99		-	
5 前払費用		34,220		105,790	
6 未収入金		-		5,454	
7 未収委託者報酬		1,654,756		2,310,464	
8 未収投資顧問料		42,052		-	
9 未収運用受託報酬		-		491,894	
10 繰延税金資産		151,530		221,401	
11 その他流動資産		117,042		153,475	
12 貸倒引当金		1,018		1,401	
流動資産合計		15,218,183	70.2	22,346,330	85.1
固定資産					
1 有形固定資産	1				
(1) 建物		91,317		299,699	
(2) 器具備品		76,955		202,763	
(3) 土地		15,777		-	
有形固定資産合計		184,049	0.8	502,463	1.9
2 無形固定資産	1				

(1) 電話加入権			12,747			12,747	
(2) ソフトウェア			80			20,840	
(3) その他無形固定資産			82			477	
無形固定資産合計			12,909	0.1		34,064	0.1
3 投資その他の資産	2						
(1) 投資有価証券			5,142,592			2,649,681	
(2) 長期差入保証金			1,102,738			578,457	
(3) 会員権			15,500			19,500	
(4) 繰延税金資産			-			117,433	
(5) その他			1,000			4,200	
投資その他の資産合計			6,261,830	28.9		3,369,271	12.9
固定資産合計			6,458,789	29.8		3,905,799	14.9
資産合計			21,676,973	100.0		26,252,129	100.0

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 預り金			400,866			25,271	
2 未払金							
(1) 未払収益分配金		2,489			2,498		
(2) 未払償還金		141,323			82,809		
(3) 未払手数料		704,508			1,000,605		
(4) その他未払金		30,111	878,433		25,942	1,111,857	
3 未払費用			590,913			1,294,253	
4 未払法人税等			611,610			622,172	
5 未払消費税等			82,511			136,087	
6 前受収益			3,133			-	
7 賞与引当金			162,000			330,000	
流動負債合計			2,729,468	12.6		3,519,641	13.4
固定負債							
1 長期未払金			30,192			14,667	
2 繰延税金負債			174,224			-	
3 退職給付引当金			51,914			78,809	
4 役員退職慰労引当金			34,947			71,728	
5 リ - ス資産減損勘定			24,465			-	
6 その他固定負債			1,960			-	
固定負債合計			317,703	1.5		165,204	0.6
負債合計			3,047,171	14.1		3,684,845	14.0

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(純資産の部)							

株主資本							
1 資本金			2,045,600	9.4		2,045,600	7.8
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		2,266,400			2,266,400		
(2) その他資本剰余金		-			2,450,074		
資本剰余金合計			2,266,400	10.5		4,716,474	18.0
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		128,584			128,584		
(2) その他利益剰余金							
配当準備積立金		104,600			104,600		
退職慰労積立金		100,000			100,000		
別途積立金		9,800,000			9,800,000		
繰越利益剰余金		4,463,878			5,677,723		
利益剰余金合計			14,597,062	67.3		15,810,907	60.2
4 自己株式			720,201	3.3		-	-
株主資本合計			18,188,861	83.9		22,572,982	86.0
評価・換算差額等							
1 その他有価証券							
評価差額金			440,940	2.0		5,698	0.0
評価・換算差額等合計			440,940	2.0		5,698	0.0
純資産合計			18,629,801	85.9		22,567,284	86.0
負債・純資産合計			21,676,973	100.0		26,252,129	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業収益							
1 委託者報酬		10,208,656			19,457,777		
2 投資顧問料		997,505			-		
3 運用受託報酬		-			2,416,074		
4 その他営業収益		305	11,206,468	100.0	990	21,874,842	100.0
営業費用							
1 支払手数料			4,375,085			8,694,634	
2 広告宣伝費			267,083			506,498	
3 公告費			14,618			4,648	
4 受益証券発行費			29,437			-	
5 調査費							
(1) 調査費		280,605			674,590		
(2) 委託調査費		1,724,334			4,020,211		
(3) 図書費		5,260	2,010,200		7,947	4,702,750	
6 委託計算費			133,025			238,758	
7 営業雑経費							
(1) 通信費		53,902			70,397		
(2) 印刷費		160,569			241,701		
(3) 協会費		11,360			15,284		

(4) 諸会費		2,426			3,122		
(5) その他		38,624	266,882		71,874	402,381	
営業費用計			7,096,333	63.3		14,549,671	66.5
一般管理費							
1 給料							
(1) 役員報酬	1	60,718			117,432		
(2) 給料手当		1,059,522			1,887,640		
(3) 賞与		153,061	1,273,302		324,158	2,329,231	
2 交際費			617			775	
3 旅費交通費			56,621			114,064	
4 租税公課			38,053			99,402	
5 不動産賃借料			282,872			471,669	
6 退職給付費用			74,891			108,459	
7 福利厚生費			166,917			297,547	
8 貸倒引当金繰入			-			383	
9 賞与引当金繰入			162,000			300,575	
10 役員退職慰労引当金繰入			5,498			32,114	
11 固定資産減価償却費			42,935			115,621	
12 諸経費			206,666			417,678	
一般管理費計			2,310,374	20.6		4,287,523	19.6
営業利益			1,799,760	16.1		3,037,647	13.9

		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業外収益					
1 受取配当金		49,060		20,969	
2 有価証券利息		173		43,685	
3 受取利息		5,307		18,805	
4 有価証券償還益		35,512		601,092	
5 時効到来償還金等		179,155		77,733	
6 雑収入		29,324		31,780	
営業外収益計		298,534	2.6	794,067	3.6
営業外費用					
1 時効到来償還金等払戻損		6,334		2,632	
2 有価証券解約損		-		20,510	
3 有価証券償還損		7,067		-	
4 ヘッジ会計に係る損失		27,199		-	
5 雑損失		6,892		4,527	
営業外費用計		47,494	0.4	27,670	0.1
経常利益		2,050,800	18.3	3,804,044	17.4
特別利益					
1 投資有価証券売却益		59,929		-	
2 会員権売却益		3,600		-	
特別利益計		63,529	0.6	-	-
特別損失					
1 投資有価証券売却損		1,500		-	
2 基準価額相違に伴う費用		304,871		-	
3 減損損失	2	147,008		80,910	

4 合併準備費用		7,000		-	
5 合併関連費用		-		836,999	
6 ゴルフ会員権評価損		-		4,000	
特別損失計		460,380	4.1	921,909	4.2
税引前当期純利益		1,653,950	14.8	2,882,134	13.2
法人税等		727,224	6.5	-	-
法人税、住民税及び 事業税		-	-	1,171,403	5.3
法人税等調整額		88,928	0.8	10,164	0.0
当期純利益		1,015,654	9.1	1,720,894	7.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	2,045,600
	当期末残高	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	2,266,400
	当期末残高	2,266,400
資本剰余金合計	前期末残高	2,266,400
	当期末残高	2,266,400
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	128,584
	当期末残高	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	104,600
	当期末残高	104,600
退職慰労積立金	前期末残高	100,000
	当期末残高	100,000
別途積立金	前期末残高	9,800,000
	当期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	前期末残高	3,802,041
	当期変動額	剰余金の配当 353,817 当期純利益 1,015,654
	当期末残高	4,463,878
利益剰余金合計	前期末残高	13,935,225
	当期変動額	661,836
	当期末残高	14,597,062
自己株式	前期末残高	17,081
	当期変動額	自己株式の取得 703,120
	当期末残高	720,201
株主資本合計	前期末残高	18,230,144
	当期変動額	41,283
	当期末残高	18,188,861

評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高		213,502
	当期変動額 (純額)		227,437
	当期末残高		440,940
評価・換算差額等合計	前期末残高		213,502
	当期変動額		227,437
	当期末残高		440,940
純資産合計	前期末残高		18,443,647
	当期変動額		186,154
	当期末残高		18,629,801

当事業年度(自 平成19年4月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

(単位：千円)

株主資本			
資本金	前期末残高		2,045,600
	当期末残高		2,045,600
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		2,266,400
	当期末残高		2,266,400
その他資本剰余金	前期末残高		-
	当期変動額 合併による増加		2,450,074
	当期末残高		2,450,074
資本剰余金合計	前期末残高		2,266,400
	当期変動額		2,450,074
	当期末残高		4,716,474
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		128,584
	当期末残高		128,584
その他利益剰余金			
配当準備積立金	前期末残高		104,600
	当期末残高		104,600
退職慰労積立金	前期末残高		100,000
	当期末残高		100,000
別途積立金	前期末残高		9,800,000
	当期末残高		9,800,000
繰越利益剰余金	前期末残高		4,463,878
	当期変動額 剰余金の配当 当期純利益		507,049 1,720,894
	当期末残高		5,677,723
利益剰余金合計	前期末残高		14,597,062
	当期変動額		1,213,845
	当期末残高		15,810,907
自己株式	前期末残高		720,201
	当期変動額 自己株式の処分		720,201
	当期末残高		-
株主資本合計	前期末残高		18,188,861
	当期変動額		4,384,121
	当期末残高		22,572,982

評価・換算差額等			
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金	前期末残高	440,940
		当期変動額 (純額)	446,639
		当期末残高	5,698
	評価・換算差額等合計	前期末残高	440,940
		当期変動額	446,639
		当期末残高	5,698
純資産合計	前期末残高	18,629,801	
	当期変動額	3,937,482	
	当期末残高	22,567,284	

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 其他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法...時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産...定率法 (2) 無形固定資産...定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産...同左 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15,467千円減少しております。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ558千円減少しております。 (2) 無形固定資産 同左

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
4 引当金の計上基準	4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規にもとづく期末要支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	6 リース取引の処理方法 同左
7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引、商品先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。	7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
8 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	8 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は18,629,801千円であります。	—————

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

（損益計算書） 「有価証券償還益」は前事業年度まで、営業外収益の「雑収入」に含めて記載しておりましたが、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「有価証券償還益」の金額は2,881千円であります。 また、「有価証券償還損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「有価証券償還損」の金額は1,000千円であります。	（貸借対照表及び損益計算書） 当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき、「未収投資顧問料」を「未収運用受託報酬」、「投資顧問料」を「運用受託報酬」、「法人税等」を「法人税、住民税及び事業税」に変更いたしました。 また、「有価証券解約損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「有価証券解約損」の金額は0千円であります。
---	---

追加情報

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
（富士投信投資顧問株式会社との合併について） 当社は、平成19年3月15日に合併契約書を締結し、平成19年7月1日付けで富士投信投資顧問株式会社と合併することとなりました。 1．合併の目的 資産運用業務においては、投信を中心に今後の市場拡大が見込まれる一方、競争はさらに厳しくなることが予想されております。こうした環境を踏まえ、近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、両社間で合併に至ったものであります。 2．合併する相手会社の名称 富士投信投資顧問株式会社 3．合併の方法、合併後の会社の名称 本件合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社（以下、「新会社」という。）の商号は、みずほ投信投資顧問株式会社（英文名：Mizuho Asset Management Co.,Ltd.）とします。 4．合併比率等 合併比率 富士投信投資顧問株式会社株式1株につき、当社株式13.5株の割合（以下「合併比率」）をもって割当交付いたします。 合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本件合併に際して普通株式212,870株を発行します。 資本金、資本準備金その他 本合併により増加する当社の資本金、準備金及び剰余金の額は次のとおりです。 ア．資本金の額 0円 イ．資本準備金の額 0円 ウ．資本剰余金の額 会社計算規則第58 条第1項第1号ロに定める株主払込資本変動額 エ．利益準備金の額 0円 オ．利益剰余金の額 0円 5．富士投信投資顧問株式会社の概要 事業内容 ・投資信託における委託会社の業務 ・内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務 ・その他前各号の業務に付帯又は関連する一切の業務 営業成績及び財産の状況	
区分	平成18年3月期
営業収益	5,542百万円

当期純利益	476百万円
資産の額	4,260百万円
負債の額	1,276百万円
純資産の額	2,983百万円
6. 合併効力発生日 平成19年7月1日	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 165,946千円 器具備品 184,344千円 ソフトウェア 1,108千円 その他無形固定資産 164千円	1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 32,488千円 器具備品 271,535千円 ソフトウェア 65,787千円 その他無形固定資産 368千円
2 担保に提供している資産 投資有価証券24,800千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。	2 担保に提供している資産 投資有価証券25,072千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																				
1 役員報酬の範囲額 取締役 月額 25,000千円 監査役 月額 6,000千円	_____																				
2 減損損失 (経緯) 平成19年2月20日開催の取締役会において、富士投信投資顧問株式会社との合併効力発生日である平成19年7月1日付けでの本社社屋の移転を決議したため、現在の本社社屋（東京都千代田区）の建物附属設備等のうち当事業年度末日現在で廃止が決定している資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>115,092</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>7,450</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>24,465</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>147,008</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の使用価値により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額（千円）	建物	115,092	器具備品	7,450	リース資産	24,465	合計	147,008	2 減損損失 (経緯) 平成20年3月3日開催の取締役会において、売却の意思決定がされた資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>67,501</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>12,958</td></tr> <tr> <td>売却経費</td><td>450</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>80,910</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の正味売却価額により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額（千円）	建物	67,501	器具備品	12,958	売却経費	450	合計	80,910
種類	金額（千円）																				
建物	115,092																				
器具備品	7,450																				
リース資産	24,465																				
合計	147,008																				
種類	金額（千円）																				
建物	67,501																				
器具備品	12,958																				
売却経費	450																				
合計	80,910																				

(株主資本等変動計算書の注記)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末

普通株式（株）	839,200	-	-	839,200
---------	---------	---	---	---------

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	770	25,850	-	26,620

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

平成18年6月16日開催の第43回定時株主総会決議に基づく取得による増加 25,850株

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

平成18年6月16日の第43回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- | | |
|------------|--------------|
| 1）配当金の総額 | 353,817,460円 |
| 2）1株当たり配当額 | 422円 |
| 3）基準日 | 平成18年3月31日 |
| 4）効力発生日 | 平成18年6月16日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年6月15日の第44回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|--------------|
| 1）配当金の総額 | 507,049,920円 |
| 2）配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3）1株当たり配当額 | 624円 |
| 4）基準日 | 平成19年3月31日 |
| 5）効力発生日 | 平成19年6月18日 |

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	839,200	212,870	-	1,052,070

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う新株式の発行による増加 212,870株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	26,620	-	26,620	-

（変動事由の概要）

減少数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う自己株式の処分による減少 26,620株

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

平成19年6月15日の第44回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- | | |
|------------|--------------|
| 1）配当金の総額 | 507,049,920円 |
| 2）1株当たり配当額 | 624円 |
| 3）基準日 | 平成19年3月31日 |
| 4）効力発生日 | 平成19年6月18日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月17日の第45回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|--------------|
| 1）配当金の総額 | 859,541,190円 |
| 2）配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3）1株当たり配当額 | 817円 |
| 4）基準日 | 平成20年3月31日 |
| 5）効力発生日 | 平成20年6月18日 |

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額		
	器具備品 (千円)	車両及び 運搬具 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	39,584	5,579	45,164
減価償却累計額 相当額	6,645	1,859	8,504
減損損失累計額 相当額	24,465	-	24,465
期末残高相当額	8,474	3,719	12,193
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額		
1 年以内	8,764千円		
1 年超	28,390千円		
合計	37,155千円		
リース資産減損勘定期末残高	24,465千円		
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息 相当額		
支払リース料	9,925千円		
減価償却費相当額	8,949千円		
支払利息相当額	1,220千円		
減損損失	24,465千円		
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法		
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法		
...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左		
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法		
...リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左		

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度(平成19年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成20年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成19年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成20年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成19年 3 月31日)			当事業年度 (平成20年 3 月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
株式	78,015	185,350	107,334	14,345	19,169	4,824
債券	—	—	—	3,499,629	3,499,744	115
証券投資信託	3,075,238	3,739,606	664,367	999,300	1,059,940	60,639
小計	3,153,254	3,924,956	771,702	4,513,275	4,578,854	65,579
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
株式	—	—	—	63,670	52,065	11,605
債券	25,121	24,800	321	7,018,427	7,018,072	354
証券投資信託	1,200,998	1,173,067	27,930	1,045,581	982,354	63,226
小計	1,226,119	1,197,867	28,251	8,127,679	8,052,492	75,186
合計	4,379,374	5,122,824	743,450	12,640,954	12,631,346	9,607

4 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
売却額（千円）	141,070	113,315
売却益の合計額（千円）	59,929	—
売却損の合計額（千円）	1,500	—

前事業年度(自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	3,246,525千円
解約・償還益	51,169千円
解約・償還損	7,065千円

当事業年度(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	2,807,380千円
解約・償還益	616,142千円
解約・償還損	20,768千円

5 時価評価されていない有価証券

内容	前事業年度 (平成19年 3 月31日)	当事業年度 (平成20年 3 月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	512,467	511,079
国内 C D	—	1,500,000

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
債券				
国債	—	24,800	—	—
証券投資信託	492,700	—	—	—
合計	492,700	24,800	—	—

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
債券				
国債	10,492,744	25,072	—	—
証券投資信託	—	—	—	—
国内C D	1,500,000	—	—	—
合計	11,992,744	25,072	—	—

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
--	--

1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び商品先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引、商品先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引及び商品先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに総務部が管理を行い、売買管理部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。	1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 同左 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。
--	--

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成19年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(平成20年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(注1)	361,775千円
年金資産		309,860千円
退職給付引当金		51,914千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注1)	74,891千円
------	------	----------

退職給付費用 74,891千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,606千円を含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

割引率	2.5%
予定計算利率	0.75%及び1.00%
過去勤務債務の償却方法	定額償却
過去勤務債務の償却割合	35/100

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務 (注1)	510,895千円
年金資産	432,086千円
退職給付引当金	78,809千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用 (注1)	108,459千円
退職給付費用	108,459千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,603千円を含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

割引率	2.5%及び4.5%
予定計算利率	0.75%及び1.00%
過去勤務債務の償却方法	定額償却
過去勤務債務の償却割合	20/100及び35/100

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳	1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
有価証券償却超過額 11,681千円	有価証券償却超過額 11,432千円
ソフトウェア償却超過額 19,433千円	ソフトウェア償却超過額 33,791千円
賞与引当金損金算入限度超過額 65,917千円	賞与引当金損金算入限度超過額 134,277千円
退任役員退職年金未払金 21,528千円	退任役員退職年金未払金 12,285千円
ゴルフ会員権償却超過額 39,967千円	ゴルフ会員権償却超過額 62,754千円

未払事業税	49,414千円	未払事業税	58,774千円
退職給付引当金	21,123千円	退職給付引当金	32,067千円
減損損失	59,817千円	減損損失	9,195千円
その他	43,286千円	その他	56,600千円
小計	332,171千円	小計	411,178千円
評価性引当額	52,354千円	評価性引当額	76,252千円
評価差額金	302,510千円	評価差額金	3,909千円
繰延税金資産の純額	22,693千円	繰延税金資産の純額	338,834千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	
（調整）			
評価性引当額	1.86%		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.23%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.75%		
住民税均等割等	0.31%		
その他	0.03%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.59%		

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業 第一勲業アセットマネジメント株式会社（当社）

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

被結合企業 富士投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併であり、両社はともに株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社としております。なお、結合後企業の名称はみずほ投信投資顧問株式会社となっており、合併により普通株式239,490株を交付しております。また、合併による資本金の増加はありません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社が持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、平成19年7月

1日を合併期日として富士投信投資顧問株式会社と合併しました。

2. 実施した会計処理の概要

当社が富士投信投資顧問株式会社より受入れた資産及び負債は、合併期日（平成19年7月1日）の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

（関連当事者との取引）

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000 百万円	銀行業	なし	なし	証券投資信託の販売	支払手数料	1,035,640	未払手数料	142,195
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	直接 0.0%	なし	証券投資信託の販売	支払手数料	1,565,874	未払手数料	232,631
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231 百万円	信託銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	5,264,861	未収委託者報酬	1,093,892
親会社の子会社	富士投信投資顧問株式会社	東京都中央区	2,050 百万円	投資信託委託業務・投資顧問業務	なし	なし	なし	敷金の預り	288,472	預り金	288,472

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

一般的取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965 百万円	子会社の経営管理	被所有 直接 98.7%	なし	経営管理	自己株式の処分	679,105	—	—

(2) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000 百万円	銀行業	なし	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,110,308	未払手数料	411,412
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	直接 0.0%	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,007,488	未払手数料	193,543
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231 百万円	信託銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,559,261	未収委託者報酬	1,801,982

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 22,926.72円	1株当たり純資産額 21,450.36円
1株当たり当期純利益 1,237.51円	1株当たり当期純利益 1,733.85円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 1,015,654千円	損益計算書上の当期純利益 1,720,894千円
普通株式に係る当期純利益 1,015,654千円	普通株式に係る当期純利益 1,720,894千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 820,724株	普通株式の期中平均株式数 992,524株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(4) 中間貸借対照表

		第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(資産の部)		
流動資産		
1 現金及び預金		8,616,179
2 有価証券		6,295,790
3 未収委託者報酬		2,335,500
4 未収運用受託報酬		1,085,047
5 繰延税金資産		203,273
6 その他		272,161
7 貸倒引当金		1,710
流動資産合計		18,806,242
固定資産		
1 有形固定資産	1	
(1) 建物(純額)		281,078
(2) 器具備品(純額)		184,642
(3) リース資産(純額)		23,202
有形固定資産合計		488,924
2 無形固定資産		27,930
3 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券	2	5,931,579

(2) 長期差入保証金		578,167
(3) 繰延税金資産		143,810
(4) その他		27,900
投資その他の資産合計		6,681,457
固定資産合計		7,198,311
資産合計		26,004,554

		第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(負債の部)		
流動負債		
1 リース債務		11,278
2 未払金		1,080,108
3 未払費用		1,531,928
4 未払法人税等		415,949
5 未払消費税等		57,343
6 賞与引当金		347,000
7 その他		98,610
流動負債合計		3,542,218
固定負債		
1 リース債務		26,644
2 長期未払金		10,215
3 退職給付引当金		41,631
4 役員退職慰労引当金		77,454
固定負債合計		155,945
負債合計		3,698,164

		第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		2,045,600
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		2,266,400
(2) その他資本剰余金		2,450,074
資本剰余金合計		4,716,474
3 利益剰余金		
(1) 利益準備金		128,584
(2) その他利益剰余金		
配当準備積立金		104,600
退職慰労積立金		100,000
別途積立金		9,800,000

繰越利益剰余金		5,474,438
利益剰余金合計		15,607,623
株主資本合計		22,369,698
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		63,308
評価・換算差額等合計		63,308
純資産合計		22,306,390
負債純資産合計		26,004,554

(5) 中間損益計算書

		第46期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業収益		
1 委託者報酬		9,608,730
2 運用受託報酬		1,275,628
営業収益計		10,884,358
営業費用及び一般管理費		9,623,555
営業利益	1	1,260,802
営業外収益		
1 受取配当金		16,344
2 有価証券利息		33,882
3 受取利息		3,878
4 有価証券解約益		1,280
5 時効到来償還金等		13,003
6 その他		4,647
営業外収益計		73,037
営業外費用		
1 有価証券解約損		6,915
2 時効到来償還金等払戻損		19,334
3 その他		3,497
営業外費用計		29,747
経常利益		1,304,093
特別利益		
1 投資有価証券売却益		3,436
特別利益計		3,436
特別損失		
1 システム統合費用		199,991
2 リース会計基準適用に伴う影響額		14,726
3 保養所処分損		3,353
特別損失計		218,071
税引前中間純利益		1,089,458
法人税、住民税及び事業税		401,928
法人税等調整額		31,274
中間純利益		656,256

(6) 中間株主資本等変動計算書

第46期中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	平成20年3月31日残高	2,045,600
	平成20年9月30日残高	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	平成20年3月31日残高	2,266,400
	平成20年9月30日残高	2,266,400
その他資本剰余金	平成20年3月31日残高	2,450,074
	平成20年9月30日残高	2,450,074
資本剰余金合計	平成20年3月31日残高	4,716,474
	平成20年9月30日残高	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	平成20年3月31日残高	128,584
	平成20年9月30日残高	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	平成20年3月31日残高	104,600
	平成20年9月30日残高	104,600
退職慰労積立金	平成20年3月31日残高	100,000
	平成20年9月30日残高	100,000
別途積立金	平成20年3月31日残高	9,800,000
	平成20年9月30日残高	9,800,000
繰越利益剰余金	平成20年3月31日残高	5,677,723
	中間会計期間中の変動額 剰余金の配当 中間純利益	859,541 656,256
	平成20年9月30日残高	5,474,438
利益剰余金合計	平成20年3月31日残高	15,810,907
	中間会計期間中の変動額	203,284
	平成20年9月30日残高	15,607,623
株主資本合計	平成20年3月31日残高	22,572,982
	中間会計期間中の変動額	203,284
	平成20年9月30日残高	22,369,698

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	平成20年3月31日残高	5,698
	中間会計期間中の変動額（純額）	57,609
	平成20年9月30日残高	63,308
評価・換算差額等合計	平成20年3月31日残高	5,698
	中間会計期間中の変動額	57,609
	平成20年9月30日残高	63,308
純資産合計	平成20年3月31日残高	22,567,284
	中間会計期間中の変動額	260,894
	平成20年9月30日残高	22,306,390

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務 時価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規にもとづく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
5 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
1 会計処理基準に関する事項の変更	（リース取引に関する会計基準の適用） 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は23,202千円、流動負債は11,278千円、固定負債は26,644千円増加し、営業利益は793千円、経常利益は5千円増加し、税引前中間純利益が14,720千円減少しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	370,462千円
2 担保に提供している資産	投資有価証券24,995千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。

（中間損益計算書関係）

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
1 減価償却実施額	有形固定資産 56,595千円 無形固定資産 6,134千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第46期中間会計期間（自 平成20年4月 1 日至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070
合計	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月17日定 時株主総会	普通株式	859,541千円	817円	平成20年3月31日	平成20年6月18日

（リース取引関係）

第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
1 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

第46期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1 時価のある有価証券

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) その他有価証券			
株式	78,015	59,703	18,312
債券	4,320,955	4,320,785	170
証券投資信託	5,441,646	5,353,388	88,258
計	9,840,617	9,733,876	106,740

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	493,493
国内C D	2,000,000
計	2,493,493

(デリバティブ取引関係)

第46期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(一株当たり情報)

第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)	
1 株当たり純資産額	21,202.38円
1 株当たり中間純利益	623.77円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり中間純利益

中間損益計算書上の中間純利益	656,256千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	656,256千円
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

(重要な後発事象)

第46期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項(平成21年 1 月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項(平成21年 1 月31日現在)
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	450万 米国ドル	有価証券等にかかる投資顧問業および投資一任業務を含む資産運用業務を行っています。
(3) 販売会社	株式会社みずほ銀行	650,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業務を営んでいます。

(注) 資本金の額は、平成20年9月末日現在 平成19年12月末日現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託銀行として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

す。

(2) 投資顧問会社

委託会社からの委託に基づき、円の余資運用指図以外の信託財産の運用の指図を行います。

(3) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成21年2月16日現在、該当事項はありません。

< 参考：再信託受託会社の概要 >

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成20年8月15日 有価証券報告書

平成20年8月15日 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年 1 月 7 日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成澤 和己 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMモルガン プライム・インカム の平成20年5月20日から平成20年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMモルガン プライム・インカム の平成20年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月24日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月30日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMモルガン プライム・インカムの平成19年11月20日から平成20年5月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMモルガン プライム・インカムの平成20年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前期の財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月15日

第一勧業アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている第一勧業アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一勧業アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。